

事業報告書 ✓
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 社団 喜峰会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 愛知県春日井市廻間町字大洞681番地47

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和43年12月18日

- (4) 設立登記年月日 昭和43年12月20日

- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	医療法人社団喜峰会 東海記念病院	愛知県春日井市廻間町字大洞 681 番地 47	一般病床 139床 療養病床 50床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
東海記念病院居宅介護支援事業所	愛知県春日井市坂下町五丁目 1215番地48	居宅介護支援事業
訪問看護ステーションあすなろ	愛知県春日井市坂下町五丁目 1215番地48	訪問看護事業
訪問看護ステーションあすなろ	愛知県春日井市坂下町五丁目 1215番地48	介護予防訪問看護事業
デイサービス 喜峰	愛知県春日井市廻間町字地蔵前 632番1	通所介護事業
デイサービス 喜峰	愛知県春日井市廻間町字地蔵前 632番1	介護予防通所介護事業
ショートステイけやきが丘	愛知県春日井市坂下町五丁目 1215番地48	短期入所生活介護事業
ショートステイけやきが丘	愛知県春日井市坂下町五丁目 1215番地48	介護予防短期入所生活 介護事業
東海記念病院さぼてんクラブ	愛知県春日井市廻間町字大洞 681番地47	春日井市の指定を受け て行う第1号通所事業
東海記念病院さぼてんクラブ	愛知県春日井市廻間町字大洞 681番地47	春日井市の指定を受け て行う第1号訪問事業
春日井市地域包括支援センター 藤山台・岩成台	愛知県春日井市藤山台一丁目 1番地	介護予防支援事業

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務） 109

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月25日 令和3年度決算の決定

令和 4年10月 3日 定款変更（介護予防通所介護・通所介護事業実施）

令和 5年 3月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし。

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし。

- (7) そ の 他
なし。

法人名 医療法人 社団 喜峰会
 所在地 愛知県春日井市廻間町字大洞681番地47

※医療法人整理番号

(※ 上記は記載する必要なし)

109

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,344,716	I 流動負債	509,112
現金及び預金	564,440	支払手形	0
事業未収金	607,893	買掛金	102,028
有価証券	0	短期借入金	270,000
たな卸資産	25,148	未払金	81,666
前払金	192	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	21,609
繰延税金資産	0	未払消費税等	3,564
その他の流動資産	147,043	繰延税金負債	0
II 固定資産	2,851,089	前受金	0
1 有形固定資産	2,217,563	預り金	30,204
建物	1,376,817	前受収益	0
構築物	24,212	その他の流動負債	41
医療用器械備品	55,189	II 固定負債	1,597,240
その他の器械備品	85,226	医療機関債	0
車両及び船舶	11,063	長期借入金	1,597,240
土地	657,581	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	退職給与引当金	0
その他の有形固定資産	7,475	その他の固定負債	0
2 無形固定資産	214,240	負債合計	2,106,352
借地権	175,173	純資産の部	
ソフトウェア	35,304	科 目	金 額
その他の無形固定資産	3,763	I 基金	33,235
3 その他の資産	419,286	II 積立金	2,056,218
出資金	20	代替基金	0
長期貸付金	0	別途積立金	0
保有医療機関債	0	繰越利益積立金	2,056,218
その他長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
投資有価証券	210,998	その他有価証券評価差額金	0
生命保険掛金	192,783	繰延ヘッジ損益	0
長期前払費用	8,599	純資産合計	2,089,453
繰延税金資産	0	負債・純資産合計	4,195,805
その他の固定資産	6,886		
資産合計	4,195,805		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

監事監査報告書

109

医療法人 社団 喜峰会
理事長 岡山 政由 殿

私は、医療法人 社団 喜峰会の会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月25日
医療法人 社団 喜峰会

監事 島田 雄仁